

# 今治市職員措置請求書

## 措置請求の要旨

### 第1、不正・違法・不公正な落札（採択）の是正

- 1, 今治市教育委員会（小田道人司教育委員長、藤井信子教育委員、西本宥法教育委員、原恵子教育委員、高橋実樹教育長）は、公共入札の一種である教科書採択手続きの事務を所管し、生徒たちにとって適切な教科書が選定されるために、適正かつ公正な採択（入札と落札）が行われる環境を整備する責務を負っている。
- 2, ところが、今治市教育委員会（以下「今治市教委」という。）は、入札商品目録である教科書目録に、小田道人司教育委員長が関与する教科の教科書が掲載されているにもかかわらず、小田委員長は、採択手続きに関与し続け、落札する商品を決めるこの8月の臨時教育委員会に参加しようとしているなどなど、適正かつ公正な採択（入札・落札）環境を整備する責務を怠っている。（適正かつ公正な採択（入札・落札）環境整備義務違反）。
- 3, 仮に、今治市教委が、この責務を怠ったまま、8月の臨時教育委員会に小田委員長が出席し、小田委員長が関与している教科の教科書の審査に参加し、採決に加われば、教育委員会の審議そのものが、違法・無効となる。当然ながら、落札行為も不正・違法となる。（民法108条違反、独占禁止法等の不公正な取引方法等違反、入札談合等関与行為防止法等違反）
- 4, また、これらの不正・違法・不公正を放置したまま、落札された商品である教科書を生徒が使用すると理由から、教員用の教科書及び教師用指導書を、今治市の財政から購入することになれば、その購入費用も違法な公金の支出となる。

よって、監査委員は、今治市長に対し、下記の措置を講ずるように勧告するように求める。

### 記

- 一、今治市長は、今治市教委らが、今年8月の臨時教育委員会において、不正・違法・不公正な落札（採択）を行おうとしていることに対して、小田委員長が関与する教科の教科書を入札・落札商品から除外するか、小田委員長が、小田委員長が関

与している教科の教科書の審査及び落札行為に関与しないなどなどの是正を求める措置を速やかに講じること。

## 第2、今治市教委（5人の教育委員）の不正・違法・不公正行為

### 1、今治市教委の適正かつ公正な入札（採択）環境整備義務の不作为

教科書採択は、公共入札の一種である（別紙1）。公正取引委員会は、同会のホームページで、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（妙）」（以下「独占禁止法上の指針」という。）を掲載している。同指針の「1 受注者の選定に関する行為－(1)考え方」には、次のように記載されている。

「会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。」

つまり、今治市教委は、入札対象商品（教科書）のなかから、「最も有利な内容」の商品（教科書）が選定されるように、採択（入札・落札）手続きを整備する義務を負っている。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則において、教科書の定価を規定し、文科省告示で定める定価認可基準において、教科書の種目別、学年別に最高額を定め、この範囲内で文科大臣が認可している。よって、教科書採択（入札・落札）においては、事実上商品の価格競争は存在せず、「最も有利な内容」の商品を選定する際の審査基準には、価格項目は含まれない。つまり、入札商品の教科書を選定する審査基準は、教科書の「内容」（記述）が、「最も有利」であるか否かということになる。

すると、当然ながら、憲法第26条が保障する、子どもたちの「教育を受ける権利」が保障されている「内容」であるかが、選定の最大のポイントとなる。

当然、子どもたちには正確な知識と、多面的・多角的な視点からのものの見方、考え方が提供されなければならない。そして、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育環境を、私たち大人の市民および各行政機関がその責任を負っている。分けても、今治市教委は、そのような教育環境を提供・保障しなければならない責務を負っている。

以下の最高裁判決は、これらのことを、明確に述べている。

「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもた

ちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されないと解することができる」

(旭川学力テスト事件 最高裁大法廷判決 1976 年 5 月 21 日)

つまり、落札する商品（教科書）の選定は、入札商品のなかから、生徒にとって最も適切な内容が記載されている教科書が選定される必要があり、そのことが保障される手続きを整備する責務を今治市教委は、負っている。

以上の理由から、「えひめ教科書裁判を支える会」及び同会会員らは、適正かつ公正な採択（入札・落札）環境を整備する措置を求めて、今治市教委の 2011 年度第 8 回教育委員会に『「調査要素と具体的な観点」に関する請願書』（事実証明書 1）と「今治市教科書採択規則の制定を求める請願」（事実証明書 2）を、第 9 回教育委員会に「開かれた教育委員会会議を求める請願書」（事実証明書 3）を、第 10 回教育委員会に「教科書採択における適正手続に関する請願書」（事実証明書 4）を、第 11 回教育委員会に「教科書採択会議における適正手続を求める請願書」（事実証明書 5）と「小田道人司教育委員長 の辞職を求める請願書」（事実証明書 6）を、提出した。

しかし、今治市教委の 5 人の教育委員らは、これらの請願事項をことごとく合理的かつ客観的な理由を示すことなく不採択とした。

つまり、今治市教委は、適正かつ公正な採択（入札・落札）環境を整備する責務を放棄し、適切な措置を講じることを怠っている。これは、先に示した、独占禁止法上の指針にも反し、会計法、地方自治法等にも反し、また、「教科書の採択は、・・・、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。」との文部科学省（以下「文科省」という。）が各年度の「教科書の採択について（通知）」にも反している。

## 2. 今治市教委の生徒の人権擁護義務の不作为など

今治市教委が所管する中学生たちは、今治市教委の違法な採択によって、2010 年 4 月から数十か所もの間違いがある、いわば欠陥商品とも言える扶桑社版歴史教科書を使用させられ始め、現在も続いている。（事実証明書 7 <扶桑社版歴史教科書の明白な誤り> 一覧）

これは、子どもたちの有する人権のなかでも極めて重要な「教育を受ける権利」に対する侵害であり、許されざる人権侵害である。（別紙 2 誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権侵害状況に対する責任問題）

すべての市民は、憲法により、基本的人権を保障されている。とりわけ、憲法第 26 条が保障する「教育を受ける権利」は、子どもたちにとって、極めて重要な権利である。

先に述べたように、子どもたちには正確な知識と、多面的・多角的な視点からのもの

のの見方、考え方が提供されなければならない。そして、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育環境を、私たち大人の市民および各行政機関をその責任を負っている。分けても、今治市教委は、そのような教育環境を提供・保障しなければならない責務を負っている。

然るに、＜扶桑社版歴史教科書の明白な誤り＞ 一覧（事実証明書7）のとおり、現在、今治市の中学校に通う生徒たちは、「ひとり一人の人権よりも国家を大事とする」公民教科書（事実証明書8「何が問題？ 扶桑社版教科書」）と、「誤りだらけの」扶桑社版歴史教科書を、つまり欠陥教科書を使わせられ、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施」されている。

これは、今治市教委による、子どもたちの人権侵害であり、それは、今治市教委の人権擁護義務を怠る明白な違憲行為である。

生徒たちは、独占禁止法において利益の保護の対象である一般消費者である。多くの「明白な誤り」がある欠陥商品の扶桑社版教科書の使用を強制されている生徒たちは、消費者としての「利益」も、全く保護されていない。

このように、今治市教委は、重層的違憲・違法・怠る事実がある。

### 3. 小田委員長の双方代理人の違法など

小田委員長、「日本会議」の会員である。（別紙3 資料〔説明書〕1及び事実証明書11）

「日本会議」は、憲法改悪や教育の国家主義化をめざす日本最大の右翼政治団体であり、同じ目的を有する「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」という。）と人的、組織的に一体となって、教科書作成・採択運動を続けてきた。（別紙3 資料〔説明書〕2及び事実証明書16，同17）

「つくる会」は、現在、今治市の中学生たちが使わせられている扶桑社版歴史・公民教科書の執筆・作成団体（共同事業者）である。（別紙3 資料〔説明書〕3）

「つくる会」は、その後、二つに分裂し、「日本教育再生機構」（以下「再生機構」という。）が新たに作られた。そして、「つくる会」は、自由社との共同事業者として自由社版歴史・公民教科書を作成し、「再生機構」は、育鵬社との共同事業者として育鵬社版歴史・公民教科書を作成した。（別紙3 資料〔説明書〕4及び事実証明書13，同14）

「日本会議」は、現在、上記両教科書が各教育委員会で採択されるよう、組織の総力をかけて動いている。（別紙3 資料〔説明書〕5及び事実証明書16，同17）

また、育鵬社版教科書の作成団体かつ共同事業者である「再生機構」の顧問12人の内3人は、「日本会議」の幹部役員であり、他の顧問の多くや理事長・副理事長らも、「日本会議」の機関誌への執筆や、「日本会議」からの自著の出版などの形で関係しており、両団体は完全に、密接不可分の関係にある。（別紙3 資料〔説明書〕6及び事実証明書17）

以上から明らかなように、「日本会議」は、2011年度採択における歴史・公民分野の入札教科書の作成に実質的に関与し、その採択を推進している団体である。つまり、「日本会議」は、当該入札商品である歴史・公民の両教科書の実質的共同事業者である。

したがって、小田委員長は、

- ① 当該教科書採択（入札・落札）を所管し、その採択（入札・落札）行為に関与する教育委員会の委員であり、
- ② その一方で、当該入札商品（教科書）の共同事業者の会員、つまり、入札商品（教科書）の関係者でもある。

これは、民法108条で禁止している双方代理人に抵触し、当然ながら独占禁止法で禁止している不公正な取引、入札談合等関与行為防止法等にも抵触する。

#### 4. 文科省の違憲・違法検定に対する適切な措置を怠る今治市教委の違法性

##### (1) 今治市教委と文科省との関係

戦後教育は、「あの忌まわしい戦争に人々を動員しえたのは、国家が教育を完全に支配し、その教育が天皇制軍国主義であったことにある」との反省から、国家の教育支配と、天皇制軍国主義教育を排除し、教育の民主化、教育の地方分権、教育の自主性などをその方針とした。

また、戦前の中央集権国家体制がもたらした反省から、憲法は、民主的国家体制の基盤を培うため、その一環として、地方自治の本旨に基づく制度に憲法上の保障をあたえた。地方公共団体(以下「地方自治体」という。)の行う行政は、中央政府の干渉や統制の下で行われるのではなく、独立して行われるという「地方分権」の考えと、その自治体の住民が主導する、あるいは主体となる、住民の意思に基づいて地方自治体の運営を決める「住民自治」とした。その方法は、国について避けた大統領制、つまり、住民の直接民主制度(憲法93条2項、直接選挙)をその基本原理として採用した。

以上のように、教育上の見地における教育の民主化、教育の地方分権、教育の自主性と、中央政府と地方自治体(地方政府)との見地における「地方分権」と「住民自治」を併せ持った行政委員会として、地方自治体に教育委員会を設置した。

##### (2) 今治市教の責務

行政委員会は、もともと米国に発達した制度で、戦後の日本に導入され、合議制の執行機関として組織され、みずから行政を管理執行し、教育委員会は自治体の長から独立して、公正・中立な職務の執行にあたることのできるよう、委員の身分を保障している。

その教育委員は、民間人住民であり、民衆統制(ポピュラー・コントロール)、素人支配から登場し、住民の参加権、直接民主制が原理となり、憲法93条2項の「その他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」との規定から、教育委員会法下では、教育委員を直接住民が選挙で選んだ。

これらが、戦前に反省に基づく、戦後教育原理とそれに基づく教育制度である。教育委員会法が、現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に代わり、教育基本法が、「改正」されたが、この原理と教育制度は、不変である。

つまり、今治市教委は、自治体の長からも、また、中央政府の文科省からも独立し、「地方自治」における教育行政執行機関として、自らの責任において、最も身近な地域住民のために、教育に関する環境整備などを民意と法律に則り、公正・中立に執行する権利と能力と義務を負っている。

### (3) 検定における今治市教委の適正かつ公正な採択環境整備の確保義務違反

高嶋伸欣琉球大学名誉教授の意見書(別紙4:本件教科書の検定の違法性と今治市教委の採択の違法性について)にあるように、文科省の検定及び検定意見は、違憲・違法がある。

しかし、今治市教委の高橋教育長は、今治市議会の一般質問の答弁において、「今回採択いたしました扶桑社の歴史教科書は、他社の教科書と同様に文部科学省の教科書検定に合格しておりまして、その内容については適正であり、真理と平和を希求する人間の育成に適しない教科書を文部科学省が検定し、合格することはあり得ないと思います。」(2009年9月15日)と述べ、平成22年(行ウ)第2号(教科書採択無効確認等請求事件)の今治市教委の答弁書においては、「(被告今治市らは)、検定作業について何らの権限もなく、法的義務もなく、関係当事者でもない被告市教委が原告らに代わって文部科学大臣に対し意見表明する要求されるいわれはな」と述べ、「法令が特定の行政機関に対して特定の行為をなす権限を付与した場合は、その権限は原則として当該行政機関に専属するのであって、他の機関は介入することはでき」と述べている。

このような詭弁を弄して、今治市教委は、文科省の違憲・違法検定意見等に対して、適切な措置を講じず、適正かつ公正な採択(入札・落札)環境を整備する義務を怠り、先に述べた、生徒たちの人権や利益を踏みにじっている。

しかし、このような詭弁は、許されない。たとえば、「食品衛生法」第25条によって、厚生労働大臣の登録検査機関の行う検査を受け、これに合格し、厚生労働省令で定めた表示がされた食品において、その食品から使用が禁止されている食品添加物が検出されたとの報道ないし、指摘があり、しかもその食品が学校給食でよく利用される食品であった場合、今治市教委は、「検定を経てそのいずれを使用したとしても適法なものである教科書のいずれかを選択した行為にすぎない」と同様の理由で、「検査を受け、これに合格し、厚生労働省令で定めた表示があるので問題がない」と、子どもたちの健康を害する食品を含む給食を子どもたちに食べさせることになる不作為が、許されるであろうか。

高嶋教授の意見書（別紙4）にある家永教科書裁判における最高裁判決でも明らかなように、文科省の検定済み教科書にも、間違いがあり、文科省の行う検定処分にも違法があるのであるから、検定合格を理由にし、文科省の違憲・違法検定意見を放置してよいということにはならない。ましてや、今治市教委自身に課せられている、適正かつ公正な採択（入札・落札）環境整備義務や子どもたちの人権擁護義務が免罪されるわけではない。

つまり、検査合格済みの食品に、使用が禁止された食品添加物の混入が判明したとの情報があれば、今治市教委は、直ちにその食品を学校給食で使用しないように求める通知などを管内の各学校へり送るなり、厚生労働省に問い合わせをするなりなどの適切な措置・対策を行う必要があるように、今治市教委は、教科書検定に対しても、適切な措置を講じる責務がある。

つまり、2009年度の教科書採択において、今治市教委は、違法検定教科書を入札商品ないし落札商品から除外するなどの措置を講じる通知を各学校に送付するなり、文科省に問い合わせするなりの措置を行う責務があった。

また、今治市教委は、現在、生徒たちが使用している欠陥商品である扶桑社出版教科書を回収し、適切な教科書を生徒たちに手渡す責務がある。

「愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書（改訂版）」（事実証明書9）では、『（ケ）入札にあたっては、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入社に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。』と、独占禁止法に抵触した者は、入札に参加させない、つまり、除外する措置を講じることを明記しているように、独占禁止法等に抵触する違法行為を行っている「つくる会」、「再生機構」、「日本会議」が共同事業者ないし、関与している教科の教科書を公共入札の入札商品から除外するなりの措置が必要である。しかし、今治市教委らは、これらの措置を怠っている。

## 5. 2009年と同様の今治市教委の違法な当該採択（入札・落札）の可能性

### （1）教育委員会に採択権限があるとする明文規則は存在しない

今治市教委は、採択権者としての「権限と責任」があるとし、2009年度の教科書採択を行った。しかし、別紙5（戦前の反省に基づく戦後教育制度の教科書採択制度と権限）の通り、採択権限が教育委員会にあるとする明文法令は存在しない。しかも、ユネスコ・ILOの「教員の地位に関する勧告」（1966年）において「採択権は教員に与えられるべきである」とある。このように、学校で使用する教科書を決めるのは、日常的に教科書と生徒に接しかつ教科の専門的知識を有する教

員免許を有している教員らが中心になり選定することが最もふさわしいということとは明白であろう。また、教育条理上からもそうあるべきだ。

また、戦前の反省から、教育の内容に教育行政が介入してはならないという戦後の大原則から考察すれば、教育行政当事者である教育委員らに採択権があると解することは、この大原則に反する。

このようなことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23 条 6 項の規定等は、単なる事務手続きを明記したものであると解することが合理的であり客観的であろう。

仮に教育委員会に採択権があるとした場合でも、その採択権限は、現場教員らが調査研究した資料と全教員らによる調査報告書の評価に基づき、今治市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定し、答申した教科書を、単に手続上の決裁を行う行為に過ぎず、教育委員らが有している権限は、採択（入札・落札）手続きにおける一部の権限を有しているに過ぎない。たとえば、選定委員会の答申（報告）を無視して、教育委員の独自の私的な教科書の評価に基づき、使用する教科書を決定する権限を有していると解することは、断じてできない。

## （２）教育委員は、採択のために必要な資格条件を満たしていない

憲法前文に「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるのであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とある。さらに「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とある。2006年に改正された教育基本法の前文においても「ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、…この法律を制定する」としている。つまり、公的活動はすべてこの民主主義原理に従って行われなければならない、教育行政においてもそれは同様である。

つまり、教育委員らは、この原理に基づき、今治市教委の教育委員としての職務と職権を住民から信託されているに過ぎずない。ゆえに、教育委員らは、民意に基づき、公正・公平にその職権を行使する責務を負う特別職の職員であり、私人としての資格で採択（入札・落札）に関与しているのではない。

また、別紙 6（教育委員は、独自評価の採択に必要な条件を満たしていない）の通り、教育委員らには、独自の私見の評価に基づき、生徒たちに最も適した教科書を定めるために必要となる教科書選定審査資格条件を満たしていないのであるから、独自の私見の評価に基づき、生徒たちに最も適した教科書を定めることができるはずもなく、そのような採択（落札）行為は、違法・無効である。

## （３）2009 年度と同様に、違法な採択を行おうとしている

ところが、2009年度の教科書採択時の5名教育委員ら（小田道人司委員長、井門裕彦委員、藤井信子委員、西本宥法委員、高橋実樹教育長）は、別紙7（教科書の決めかたに問題あり！）のように、入札手続きにおける商品である教科書を選定するための調査・研究と審査を行うために設置された今治地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）が、公的手続きを経て「採択することが望ましい」と選定した答申（報告）とは異なる教科書を、教育委員らの独自の私見の評価に基づく判断によって、落札商品を決定した。この行為は、違法であるが、仮に、採択協議会の公的採択手続きを経て示した教科書と異なる教科書の方が、選定する目的である誰から見ても生徒たちにとって「最も有利な内容」の商品であるとの結論に達したのであれば、その商品の方が、「最も有利な内容」の商品であるとの合理的かつ客観的理由を付して、採択協議会に再度、審査と協議を行うことを求めることが、不可欠である。しかるに、教育委員らは、そのような措置も、合理的かつ客観的理由も示すことなく、つまり、全く答申を無視して、教育委員らの独自の私的な評価のみの判断で、採決を行い、扶桑社版教科書を勝手に落札した。

この採択（落札）行為は、教育委員という地位と職権の濫用であり、かつ、採択（入札・落札）における適正手続きに反し、違法である。

このような違法な採択（入札・落札）を行った2009年度の5名の教育委員が、当該採択（入札・落札）に4名も残っている。よって、2009年度の採択と同様の違法な採択（落札）を繰り返す可能性が極めて高いと予想されたので、冒頭で示した、適正かつ公正な採択（落札）環境を整備する措置を求めて、今治市教委に6件の請願を提出した。しかし、今治市教委の教育委員らは、この請願をことごとく不採択とし、2009年度の教科書採択（入札・落札）環境を維持した。つまり、教育委員会の責務である、適正かつ公正な教科書採択（入札・落札）環境整備を恣意的に拒否し、その上で、当該採択（入札・落札）においても、再び、不正・違法・不公正な採択（落札）を行おうとしているのである。

### 第3、今治市に生じる損害

#### 1、不正・違法・不公正な採択（落札）が直接的原因となる違法な財務会計行為

##### （1）不正・違法・不公正な落札が直接的原因となる違法な財務会計行為

以上のように、2009年度の教育委員らは、2009年度の教科書採択（入札・落札）において、教育委員という地位と職権を利用・濫用し、先の述べた違法な採択を行ったように、今年度の当該教科書採択（入札・落札）においても、2009年度と同様に違法な採択（入札・落札）が行われる可能性が極めて高い。

また、先に示した通り、当該採択（入札・落札）環境整備において、適切な措

置を講じていない。このままでは、不正・違法・不公平な採択（落札）が行われ、その結果に基づき、2012年度からその落札商品である教科書を生徒が使用することになるとの理由で、採択（落札）された商品と同じ商品を教員用の教科書及び同教師用指導書を今治市の財政から購入することになる。

なお、この財務会計行為は、最高裁大法廷 1952(昭和 52)年 7 月 13 日判決(民集 31 卷 4 号 533 頁)「公金の支出が違法となるのは単にその支出自体が憲法 89 条に違反する場合だけではなく、その支出の原因となる行為が憲法 20 条 3 項に違反し許されない場合の支出もまた、違法となることが明らかである。」との判示などに該当する、先行する違法行為に対して支出された公金及び財務会計行為となり、その購入費用も違法な公金の支出となる。

## (2) 不正・違法・不公正な落札が直接的原因によって予想される違法な財務会計行為

不正・違法・不公正な採択（落札）に基づき、当該教科書の教員用の教科書及び指導書の購入措置が予想される金額は、2009 年度の採択（落札）結果に伴い、2010 年に購入した金額と当てはめると 1646710 円となる。(平成 22 年度 中学校教師用教科書・指導者の購入について (事前伺) 事実証明書 10)。

### 請求人(別紙請求人一覧のとおり)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定より、事実証明などを添え、必要な措置を請求する。

2011 年 8 月 18 日

今治市監査委員様

## 別紙事実証明など一覧

- 1 別紙請求人一覧
- 2 別紙1 教科書採択行為は公共入札行為の一種である
- 3 別紙2 誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権侵害状況に対する責任問題
- 4 別紙3 証拠説明書
- 5 別紙4 高嶋伸欣琉球大学名誉教授意見書（教科書の検定の違法性と今治市教委の採択の違法性について）
- 6 別紙5 戦前の反省に基づく戦後教育制度の教科書採択制度と権限
- 7 別紙6 教育委員は、独自評価の採択の必要な条件を満たしていない
- 8 別紙7 教科書の決めかたに問題あり！
- 9 事実証明書1 「調査要素と具体的な観点」に関する請願書
- 10 事実証明書2 今治市教科書採択規則の制定を求める請願
- 11 事実証明書3 開かれた教育委員会会議を求める請願書
- 12 事実証明書4 教科書採択における適正手続に関する請願書
- 13 事実証明書5 教科書採択会議における適正手続を求める請願書
- 14 事実証明書6 小田道人司教育委員長の辞職を求める請願書
- 15 事実証明書7 <扶桑社版歴史教科書の明白な誤り> 一覧)
- 16 事実証明書8 何が問題？ 扶桑社版教科書
- 17 事実証明書9 愛媛県立中央病院整備運営事業 入札説明書（改訂版）
- 18 事実証明書10 平成22年度 中学校教師用教科書・指導者の購入について（事前伺）
- 19 事実証明書11 「日本会議」会報『日本の息吹』2011（平成23）年7月号
- 20 事実証明書12 日本会議愛媛県本部のHP「新着情報」
- 21 事実証明書13 『大人が知らない こどもの教科書 その① 中学校歴史編』
- 22 事実証明書14 「つくる会」『史』6月増刊号2011（平成23）年6月1日
- 23 事実証明書15 『きちんと選ぼう！ 子供の教科書』
- 24 事実証明書16 日本会議福岡北九州支部「請願」
- 25 事実証明書17 日本会議と日本教育再生機構の関係
- 26 別紙8 第五回「えひめ教科書裁判を支える会」総会報告書